

仕様書

1. 業務名 令和6年度遊器具点検業務（保育園・こども園・幼稚園）
2. 業務実施場所 別紙2「業務実施箇所」のとおり。
3. 業務期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
4. 業務内容
 - (1) 下関市立保育園・こども園・幼稚園の遊器具等の点検
別紙3「点検要領」による点検の実施
 - (2) 点検対象遊器具
別紙4「遊器具設置状況一覧表」のとおり。
 - (3) 機能障害に対する対応
使用禁止措置
 - ・点検により、遊器具の機能障害を発見した場合は、速やかに使用禁止措置をおこなう。
 - ・使用禁止措置をおこなった場合、速やかに、当該遊器具を設置する施設の長及び幼児保育課担当者に報告する。使用禁止措置は、安全ロープ、ネット、ブルーシート等を利用して、園児が利用できないようにするとともに、使用禁止の旨を園児にわかりやすい表現方法で、確実に明示する。
 - ・大型複合遊具でその一部に機能障害を発見した場合は、特に留意し、その部分を利用できないようにする。（確実性がなければ、遊具全体を使用禁止とするか、遊具使用時は見張りをつけるよう園に指導する。）
 - (4) 点検報告書の作成
以下の様式からなる点検報告書を作成すること。
 - ・遊器具等の設置状況調査表（様式1）
※園ごとに作成
 - ・遊器具点検表（様式2）
※遊具ごとに作成
 - ・不良箇所等処置状況報告書（様式3）
※遊具点検表（様式2）における機能部の総合判定C及びBの遊器具について、保育園・こども園・幼稚園ごとに、修繕優先順位順に作成

5. 点検回数 点検の実施回数は年1回とする。

6. 提出書類等

- | | | |
|---|--------------------------------------------|----|
| ア | 遊器具等の設置状況調査表（様式1） | 2部 |
| イ | 遊器具点検表（様式2） | 2部 |
| ウ | 不良箇所等処置状況報告書（様式3） | 1部 |
| エ | 業務完了通知書 | 1部 |
| オ | アからウの電子データ
（形式はExcelファイルとし、CD-Rに保存したもの） | 1部 |

7. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、幼児保育課担当者と十分打ち合わせをすること。
- (2) 点検に入る場合は、各園との連絡調整を行うこと。